

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市 民 局	(2 5 年 度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>13. 緊急雇用創出事業－仮設住宅安心見守り協働事業について</p> <p>①協定の更新について（指摘）</p> <p>平成23年5月18日付で締結した協定第1条で、この協定は、事業の実施に当たり、甲（受託者）及び乙（仙台市）の双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもと協働により進めていく、同3条(3)事業費で、金218,024千円のうち甲が負担する金額54,400千円、乙が負担する金額163,624千円、同3条(4)事業期間には、本協定を締結した日から平成24年3月31日までと定められているが、この協定が平成24年度も引き続き効力を有するとして、新たな協定の締結や更新は行われていない。協定第12条において「この協定の有効期間は、協定書の締結の日から第8条に規定する評価・検証が終了するまでとする」と定められており、この事業は平成24年度および平成25年度も継続して実施され、事業はまだ完了していないことから、市は、協定は平成24年度も引き続き効力を有しているとしている。</p> <p>しかし、協定に記載された事業費および事業期間は平成23年度分のものであり、協定の締結または更新が行われなため、協働事業と言いながら平成24年度において受託者が負担する費用項目・金額が不明確となっている。</p> <p>この事業に係る業務委託契約も年度ごとに締結していることから、協定も実態に即した形で、年度ごとに更新し、市と受託者の事業費の負担区分を明確にする必要がある。</p> <p>②事業計画および事業収支予算書の提出について（指摘）</p> <p>協定第3条には、受託者が提出した事業計画書に基づきこの事業を実施する旨が</p>	<p>本件事業の実施に当たっては、本市と協働事業を行う相手方との間で協定書を毎年度締結し、役割分担、費用負担等を明確にすることとした。</p> <p>なお、平成27年度に実施する事業については、平成27年4月1日付で協定書を締結した。</p> <p>平成27年度に実施する事業については、本市と協働事業を行う相手方で協議を行</p>

定められており、同5条には、受託者は申請した事業収支予算書に基づく自己資金等を活用し費用を負担する旨が定められている。平成 23 年度には事業計画および事業収支予算書が提出されているが、平成24年度は業務委託契約に基づく業務履行計画書は提出されているものの、協定に基づく事業計画および事業収支予算書は提出されていない。その理由は、この事業は平成24年度についても平成23年度の内容を踏襲するという市の判断によるものである。なお、提出された業務履行計画書の内容はおおまかであり、事業計画といえる内容とはなっていない。

市は平成23年度の当該事業の実施過程において、また、業務完了届及び仕様書で定める書類の提出時において事業の課題や問題点を受託者と協議しているとのことであるが、これらの課題や問題点にどのように対処するかは事業計画にも詳細に記載されるべきものである。この事業は、応急仮設住宅入居者の孤立を防止し、自立促進に寄与することを目的としており、その目的を効果的に達成するためにも、現実に即した事業計画が必要であり、市は業務委託契約の締結前に慎重に検討する必要があった。同様に、事業収支予算書についても、協働事業であることから受託者が負担する費用項目・金額を明確にしたうえで事業を行う必要があり、契約締結以前に入手し検討すべきであった。したがって、市は平成24年度の協働事業の実績を再検討し、その課題や問題点について平成 25 年度実施事業に反映すべきである。

い、前年度事業の課題や問題点を整理・検討し、その結果を協定書及び業務委託契約における仕様書に反映することとした。